

## 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（以下「返納額」という。）の計算方法（平成17年度国からの通知より抜粋）

### 1 計算方法

#### (1) 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合

##### ①消費税の申告において補助金の使途を明確にしている場合

申告に従い、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とする。申告において都道府県補助額にて使途を明確にしている場合には、「国庫補助額／都道府県補助額」を乗じて按分する。

##### ②事業実績報告において補助金の使途を明確にしている場合

実績報告に従い、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とする。「国庫補助額／都道府県補助額」を乗じて按分する。

##### ③上記のいずれも該当しない場合

補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合（注）により補助額を按分し、課税仕入に係る補助金のみ計算の対象とする。

（注）割合の計算は支出額により行う。減価償却費のように支出を伴わない費用は割合の計算から除外する。

#### (2) 返納額がない場合

次のいずれかに該当する場合には返納額はない。

##### ①消費税の申告をしていない。

##### ②簡易課税方式により申告している。

##### ③特定収入割合が5%を超えており（医療法人についてはこの条件はない。）

##### ④補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。

##### ⑤補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

#### (3) 返納額がある場合

##### ①課税売上割合が95%以上の場合

補助金額×10／110=返納額（円未満切り捨て）

##### ②個別対応方式

AとBの合計額

A 課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×10／110=返納額（円未満切り捨て）

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×10／110×課税売上割合=返納額（円未満切り捨て）

##### ③一括比例配分方式

補助金額×10／110×課税売上割合=返納額（円未満切り捨て）

### 2 注意点

- (1) 簡易課税方式により消費税を申告している場合や特定収入割合が5%を超える場合など、返納額がない場合であっても報告すること。
- (2) 返納額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算する（ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる）。又、算出された返納額は円未満切り捨てとする。

# 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告の趣旨（2021年度版）

## 1 交付要綱上の取扱い(要旨)

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、県(国)へ報告しなければならない。

また、仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県(国)に納入しなければならない。

## 2 補助金と消費税の関係

- 補助金収入は消費税が課税されない（消費税法上の「特定収入」）。
- 補助事業の実施（機器の購入等）に必要な支出には消費税が課税される。
- 補助対象経費には消費税が含まれており、補助金から消費税を負担する部分がある。

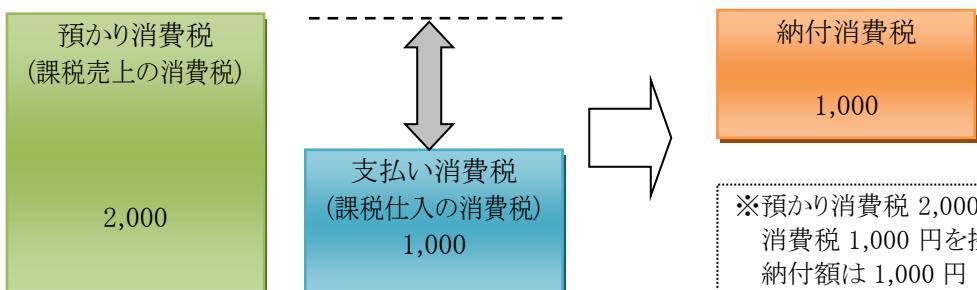
## 3 仕入に係る消費税額の控除と補助金返還

- 『消費税の仕入控除』は、『預かり消費税（課税売上の消費税）』から『支払い消費税（課税仕入の消費税）』を控除した残額を納付する制度。
- 補助金は、課税対象とならない特定収入となるため、補助金として受けた消費税は、事業者の売り上げに伴う預かり消費税の対象にはならない。
- しかし、補助事業において支払った消費税は支払消費税の対象となるため、補助事業者は自ら負担していない補助金分の消費税についても、仕入税額控除を受けることになる。
- 補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けた場合、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に基づいて返還する必要がある。

### 補助金なしの場合

(単位：円)

- 売上:本体 20,000 円、消費税 2,000 円、計 22,000 円
- 仕入:本体 10,000 円、消費税 1,000 円、計 11,000 円



### 補助金ありの場合

- 売上:本体 20,000 円、消費税 2,000 円、計 22,000 円
- 仕入:本体 10,000 円、消費税 1,000 円、計 11,000 円
- 補助率 1/2 で、5,500 円(本体 5,000 円、消費税 500 円)の補助を受ける。

※控除される支払い消費税 1,000 円のうち、500 円は補助金により充当されたものであり、事業者自らが負担していない。  
※このため補助金返還が生じる。

